

人工内耳の音声信号処理装置購入費用の一部が助成されます

聴覚に障害があり人工内耳を装着している方に対し、人工内耳用音声信号処理装置の購入費用の一部を助成します。

対象者

次の①～⑤すべてに該当する方

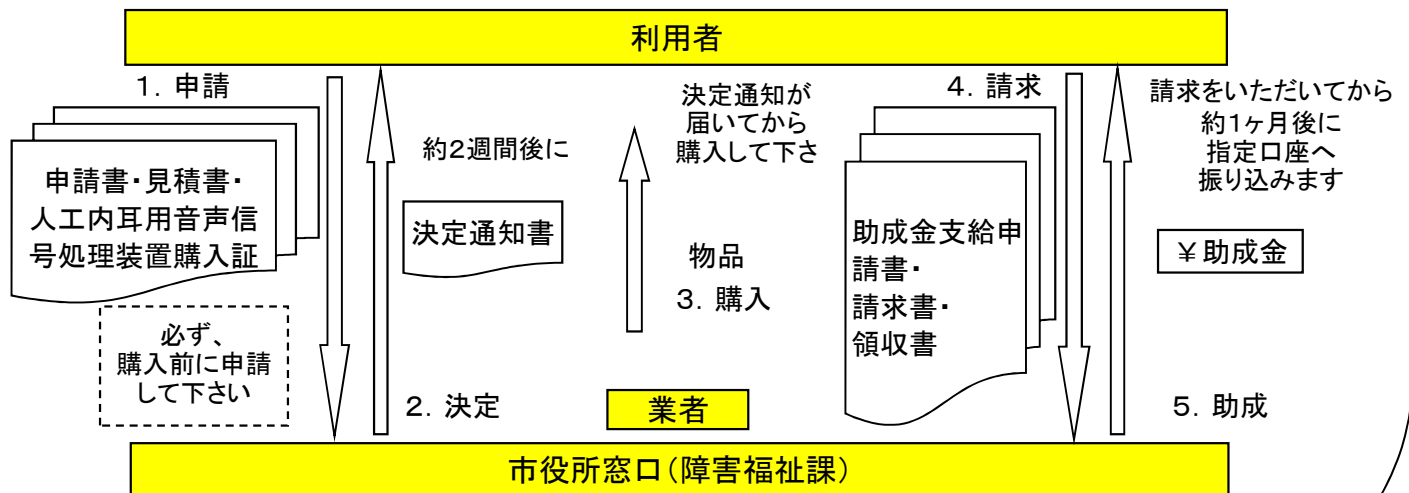
- ① 金沢市に住所を有する聴覚の身体障害者手帳を所持している方で、現に人工内耳を装着している方
(18歳未満の場合はその保護者)
※他の市町村で、障害者自立支援法又は介護保険法の支給を受けている者を除く
- ② 現在装着している人工内耳用音声信号処理装置が5年を経過している方
- ③ 購入する人工内耳用音声信号処理装置が医療保険の適用を受けない方
- ④ 世帯の市町村民税の所得割が46万円未満の方
※世帯：18歳以上の場合は本人とその配偶者
18歳未満の場合は保護者及びその他の世帯構成員
- ⑤ 市税を完納している方
(18歳未満の場合は保護者)

助成内容

人工内耳用音声信号処理装置を購入した場合、20万円を限度として助成します。
ただし、市町村民税課税世帯の場合、対象経費の90%を、18万円を限度として助成します。

EX. 市町村民税課税世帯(所得割46万円未満)に属する方が60万円の音声信号処理装置を購入した場合、
60万円 > 18万円 のため、
助成額：対象経費上限額(18万円) となります。

手続きの流れ



※ 様式に記載されている内容を確認することのできる他の証明書に代えることができます。
詳しくは下記お問合せ先までお聞き下さい。

お問合せ先 金沢市役所障害福祉課 電話(076)220-2291